

公 告

ペDESTロリアンデッキB橋築造工事について、次のとおり制限付き一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

なお、本公告の入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施する。

平成20年6月19日

春日井市長 伊藤 太

1 制限付き一般競争入札に付する事項

(1) 件名

ペDESTロリアンデッキB橋築造工事

(2) 場所

春日井市松新町地内

(3) 工期

契約締結日の翌日から平成21年3月17日まで

(4) 工事概要

ア ペDESTロリアンデッキ 橋長=70.0m 幅員=3mから6m

イ 下部工 橋脚6基

ウ 上部工 L=70.0m

平面歩道部（階段2箇所を含む） L=70.0m

傾斜路 L=25.0m

(5) 予定価格及び最低制限価格

ア 予定価格 193,374,300円（税込）

イ 最低制限価格 154,698,600円（税込）

2 制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件工事の制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成20年度及び21年度の春日井市入札参加資格審査申請者のうち、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定に基づく土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者で、春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成5年4月1日施行）に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を制限付き一般競争入札参加申込の日（以下「申込日」という。）から当該工事の落札決定までの間に、受けていないものであること。
- (3) 申込日から当該工事の落札決定までの間において、「春日井市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」（平成20年3月13日付け春日井市長・愛知県春日井警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (4) 春日井市内に契約締結先を有し、法第3条の規定に基づく許可を受けた本店又は営業所等を春日井市内に設置している者で、営業年数が3年以上であること。
- (5) 申込日に1年7か月を経過していない審査基準日の総合評定値通知書の土木一式工事の総合評定値が、契約先が営業所等の場合950点以上、本店の場合800点以上であること。
- (6) 土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者資格者証の交付日が平成16年2月29日以前の場合を除く。第4項第2号エにおいて同じ。）を有する監理技術者を専任で配置することができること。
- (7) 平成15年4月1日以降において、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団、事業団に限る。）発注の土木一式工事について元請として1件が4千万円（JV工事は、出資割合が20%以上の場合に限り、実績金額は、出資割合で按分後の金額とする。）以上の施工実績を有する者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3 競争参加資格確認申請書の提出

制限付き一般競争入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより、競争参加資格確認申請書に必要な事項を入力し、春日井市のホームページに掲載してある[制限付き一般競争入札参加申込書](#)に必要な事項を記入し、添付ファイルとして送信すること。

(1) 提出期間

平成20年6月19日（木）から7月2日（水）午後4時まで

4 入札参加資格の確認等

制限付き一般競争入札に参加申込をした者は、春日井市のホームページに掲載してある[制限付き一般競争入札参加資格確認申請書](#)及び関係書類（以下「資格確認申請書等」という。）を次のとおり作成し、平成20年7月2日（水）午後5時までに持参（日曜日及び土曜日を除く。）又は郵送（必着）により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに資格確認申請書等を提出しない者又は制限付き一般競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 提出場所

春日井市総務部総務課

(2) 提出する資格確認申請書等

ア 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

イ 建設業許可書の写し及び営業所ごとの営業業種一覧表の写し

ウ 経営事項審査の総合評定値通知書の写し（申請日に1年7か月を経過していないもの）

エ 土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し

オ 第2項第6号の監理技術者の恒常的な雇用関係が確認できる書類の写し

カ 第2項第7号の工事を施工し、完成させた実績が確認できるもの（検査結果通知書の写し、履行証明書、工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等）

(3) 提出部数 1部

(4) 提出された資格確認申請書等は、申請者に返却しない。

- (5) 入札参加資格の結果確認通知は、平成20年7月9日（水）までに電子入札システムにより通知する。
- (6) 前号により資格無しの通知を受けた者は、平成20年7月22日（火）午後5時までに春日井市総務部総務課へ文書により資格無しの理由についての説明を求めることができる。説明を求めた者に対する回答は、提出期限から9日以内に書面で通知する。

5 設計図書を示す場所及び日時

本工事に係る設計図書の縦覧及び配布を次のとおり行う。

(1) 縦覧場所

春日井市財政部管財契約課

(2) 縦覧期間

平成20年6月19日（木）から7月2日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 設計図書の配布

希望者は、資格確認申請書等の提出後、平成20年7月2日（水）午後5時までにウィンドウズ初期化済MOディスク（640メガバイト以下）及び競争参加資格確認申請書受信確認通知を財政部管財契約課へ持参（日曜日及び土曜日を除く。）又は郵送（必着。なお必要な切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）にて申し込むものとする。申し込みのあった希望者の入札参加資格を確認後、参加資格を有する者に対しMOディスクで配布する。

(5) 設計図書に対する質問及び回答

入札参加資格を確認された者で設計図書に対する質問がある場合には、平成20年8月1日（金）正午までに勝川地区総合整備室事業課へ文書により提出するものとする（必着）。質問に対する回答は、提出期限から5日以内に書面で通知する。

6 入札書の提出

電子入札システムにより、入札書に必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付ファイルとして送信すること。

(1) 提出期間

平成20年8月8日（金）午前9時から8月11日（月）午後4時まで

(2) 開札の場所及び日時

春日井市総務部総務課

平成20年8月12日（火）午前10時

7 入札保証金

春日井市契約規則（昭和40年春日井市規則第6号）第11条の規定により免除する。

8 入札の執行

(1) 入札は電子入札システムにて行い、紙入札は原則行わない。

(2) 工事費内訳書の提出がない場合は、無効とする。

(3) 資格確認の結果、制限付き一般競争入札参加資格を有すると認められた者が1者である場合又は入札に参加する者が1者である場合においても、原則として入札を執行するものとする。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(5) 入札の回数は、1回とする。

9 契約書作成の要否 要

10 入札の無効

第2項の規定による入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに心得書等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

11 その他

(1) この制限付き一般競争入札による契約は、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年春日井市条例第1号）第2条の規定に

よる春日井市議会の議決を要するため、議決後に締結する。

- (2) 工期は、事情により変更することがある。
- (3) 入札参加者は、本公告、春日井市建設工事等に係る電子入札取扱要領（平成19年6月1日施行）、あいち電子調達共同システム（CAL S / EC）利用規約（平成18年9月6日施行）、春日井市入札者心得書（平成4年5月1日施行）を遵守するものとする。
- (4) 制限付き一般競争入札に参加を希望する者が営業停止処分を受けた場合において、営業停止期間中は、資格確認申請、入札等の営業活動はできないものとする。
- (5) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合、並びに「春日井市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、春日井市は一切の損害賠償の責を負わない。

12 問い合わせ先

春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市総務部総務課総務担当（電話 0568-85-6067）

春日井市財政部管財契約課契約担当（電話 0568-85-6267）

春日井市勝川地区総合整備室事業課区画整理担当（電話 0568-85-6647）